

令和5年6月

## 検査実施料に関するお知らせ

謹啓 時下益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は格別のお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。

このたび、「保医発0525第2号」により、下記項目の一部変更が通知され、令和5年5月25日より適用されることになりましたので、ご案内申し上げます。

取り急ぎご案内致しますので、宜しくお取り計らいの程お願い申し上げます。

敬白

\*\*\*\*\* 記 \*\*\*\*\*

### ■保険収載内容が一部変更された項目

検査項目名	実施料	判断料	点数区分	改正後	改正前
FLT3 遺伝子検査	4,200 点	遺伝 100 点	「D006-14」 FLT3 遺伝子検査	FLT3遺伝子検査は、急性骨髄性白血病（急性前骨髄性白血病を除く。）の骨髄液又は末梢血を検体とし、PCR法及びキャピラリー電気泳動法により、抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として、FLT3遺伝子の縦列重複（ITD）変異及びチロシンキナーゼ（TKD）変異の評価を行った場合に、患者1人につき1回に限り算定する。	FLT3遺伝子検査は、再発又は難治性の急性骨髄性白血病（急性前骨髄性白血病を除く。）の骨髄液又は末梢血を検体とし、PCR法及びキャピラリー電気泳動法により、抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として、FLT3遺伝子の縦列重複（ITD）変異及びチロシンキナーゼ（TKD）変異の評価を行った場合に、患者1人につき1回に限り算定する。

以上